

# 用地調査等業務共通仕様書

赤字下線：今回改正箇所

R6.4.1改正

新	旧																												
<p>第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程によるもののほか、この仕様書に定めるところによるものとする。</p> <p>二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。</p> <p>表1 建物区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物 ・<u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は2階建の建物</u></td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td> <td><u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u></td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組工法</u>により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造<u>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物</u></td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td><u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物 ・ <u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は2階建の建物</u>	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物</u>	非木造建物〔Ⅱ〕	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）</u>	<p>第9条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程によるもののほか、この仕様書に定めるところによるものとする。</p> <p>二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。</p> <p>表1 建物区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組（在来）工法</u>により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組（在来）工法</u>により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅲ〕</td> <td><u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</u></td> </tr> <tr> <td>木造特殊建物</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、<u>軸組（在来）工法</u>により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物</td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、<u>コンクリートブロック造等の建物</u></td> </tr> <tr> <td>非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td><u>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組（在来）工法</u> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組（在来）工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物	木造建物〔Ⅲ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</u>	木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組（在来）工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物	非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <u>コンクリートブロック造等の建物</u>	非木造建物〔Ⅱ〕	<u>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</u>
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物 ・ <u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は2階建の建物</u>																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物</u>																												
非木造建物〔Ⅱ〕	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）</u>																												
区 分	判 断 基 準																												
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組（在来）工法</u> により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は二階建の建物																												
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組（在来）工法</u> により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物																												
木造建物〔Ⅲ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物</u>																												
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、 <u>軸組（在来）工法</u> により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物																												
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <u>コンクリートブロック造等の建物</u>																												
非木造建物〔Ⅱ〕	<u>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</u>																												

新

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た**権利者等**の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、**権利者等**に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 **権利者等**から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(成果物)

第24条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務区分に基づき必要な成果物を提出するものとする。

- 2 前項の成果物は、別記2成果物一覧表によるものとする。
- 3 成果物は、第6章から第11章に係るものについては所有者ごとに、その他のものについては別記2成果物一覧表に定めるものを除き種類別に編集し、表紙(様式第1)に年度、箇所(地区)名、業務の名称、発注者の名称及び受注者の名称等を記載するとともに、目次を付したうえで作成するものとする。
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第53条に定める契約不適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(個人情報の取扱い)

第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の**安全管理のために必要かつ適切な措置**を講じなければならない。

(保険加入の義務)

第34条 受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

旧

(施行上の義務及び心得)

第10条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た**権利者側**の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、**権利者**に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 **権利者**から要望等があった場合には、十分にその意向を把握したうえで、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(成果物)

第24条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務区分に基づき必要な成果物を提出するものとする。

- 2 前項の成果物は、別記2成果物一覧表によるものとする。
- 3 成果物は、第6章から第11章に係るものについては所有者ごとに、その他のものについては別記2成果物一覧表に定めるものを除き種類別に編集し、表紙(様式第1)に年度、箇所(地区)名、業務の名称、発注者の名称及び受注者の名称等を記載するとともに、目次を付したうえで、**容易に取り外すことが可能な方法により**作成するものとする。**ただし、綴る用紙が少ない場合は、複数の成果物を合わせて作成することができるものとする。**
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第53条に定める契約不適合責任期間保管し、監督職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

(個人情報の取扱い)

第30条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、**行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)**等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の**適切な管理のために必要な措置**を講じなければならない。

(保険加入の義務)

第34条 受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

新

(木造建物)

- 第76条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては、建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物要領」という。））別添の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うほか、別記5木造建物調査算定要領により行うものとする。
- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか及び別記5木造建物調査算定要領（以下「木造建物要領等」という。）を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、基準要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(建物等の配置図の作成)

第85条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

七 図面中に次の事項を記入する。

- イ 敷地面積
- ロ 用途地域
- ハ 建ぺい率
- ニ 容積率
- ホ 建築年月
- へ 構造概要・建築工法
- ト 床面積（用途階層別の床面積及び建物延べ床面積）
- チ 建築面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積をいう。）

(木造建物)

- 第98条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第87条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領等により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。
- なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。
- 2 木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

旧

(木造建物)

- 第76条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うほか、別記5木造建物調査算定要領により行うものとする。
- 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領及び別記5木造建物調査算定要領（以下「木造建物要領等」という。）を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、基準要領第7条に規定する補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

(建物等の配置図の作成)

第85条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

七 図面中に次の事項を記入する。

- イ 敷地面積
- ロ 用途地域
- ハ 建ぺい率
- ニ 容積率
- ホ 建築年月
- へ 構造概要
- ト 床面積（用途階層別の床面積及び建物延べ床面積）
- チ 建築面積（建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積をいう。）

(木造建物)

- 第98条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第87条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領等により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。
- なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。
- 2 木造建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

新

(木造特殊建物)

第99条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第88条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第110条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記11居住者調査算定要領(以下「居住者要領」という。)により行うものとする。

- 一 氏名及び住所(建物番号及び室番号)
- 二 居住者の家族構成(氏名及び生年月日)
- 三 住居の占有面積及び使用の状況
- 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 五 貸家所有者については、所有する建物の各室毎の直近12か月分の家賃収入額
- 六 その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で借家している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第45号土地・建設産業局総務課長通知(以下「仮住居要領」という。))、家賃減収補償調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第46号土地・建設産業局総務課長通知(以下「家賃減収要領」という。))又は借家人補償調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第47号土地・建設産業局総務課長通知(以下「借家人要領」という。))により行うものとする。

(調査書の作成)

第112条 営業に関する調査書は、第109条の調査結果を基に営業要領及び営業調査積算要領により作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、居住者要領に定めている各調査書に所定の事項を記載することとし、仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により調査書を作成するものとする。

3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産移転料要領及び動産要領により作成するものとする。

旧

(木造特殊建物)

第99条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第88条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

(居住者等に関する調査)

第110条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号によるほか、別記11居住者調査算定要領(以下「居住者要領」という。)により行うものとする。

- 一 氏名及び住所(建物番号及び室番号)
- 二 居住者の家族構成(氏名及び生年月日)
- 三 住居の占有面積及び使用の状況
- 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 五 貸家所有者については、所有する建物の各室毎の直近12か月分の家賃収入額
- 六 その他必要と認められる事項

2 居住以外の目的で借家している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。

(調査書の作成)

第112条 営業に関する調査書は、第109条の調査結果を基に営業要領及び営業調査積算要領により作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、居住者要領に定めている各調査書に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産移転料要領及び動産要領により作成するものとする。

新	旧
<p>(補償額の算定)</p> <p>第113条 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、営業要領及び営業調査積算要領により行うものとする。</p> <p>2 <u>仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。</u></p> <p>3 動産移転料の算定は、動産移転料要領及び動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。</p> <p>4 <u>移転雑費の算定は、移転雑費算定要領(平成30年3月8日付け国土用第49号土地・建設産業局総務課長通知)により行うものとする。</u></p>	<p>(補償額の算定)</p> <p>第113条 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、営業要領及び営業調査積算要領により行うものとする。</p> <p>2 <u>仮住居等補償、家賃減収補償、借家人補償及び移転雑費の補償額の算定は、居住者要領により行うものとする。</u></p> <p>3 動産移転料の算定は、動産移転料要領及び動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。</p>
<p>(調査)</p> <p>第115条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <p>なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」等の1つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</li> <li>二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</li> <li>三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」</li> <li>四 消費税簡易課税制度選択届出書</li> <li>五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書</li> <li>六 消費税課税事業者選択届出書</li> <li>七 消費税課税事業者選択不適用届出書</li> <li>八 消費税課税事業者届出書</li> <li>九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書</li> <li>十 法人設立届出書</li> <li>十一 個人事業の開廃業等届出書</li> <li>十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書</li> <li>十三 消費税課税事業者届出書(特定期間用)</li> <li>十四 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等)</li> <li>十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書</li> <li>十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書</li> <li>十七 <u>適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u></li> <li>十八 <u>適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u></li> <li>十九 <u>その他の資料</u></li> </ol> <p>2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p>	<p>(調査)</p> <p>第115条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。</p> <p>なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」等の1つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</li> <li>二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」</li> <li>三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」</li> <li>四 消費税簡易課税制度選択届出書</li> <li>五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書</li> <li>六 消費税課税事業者選択届出書</li> <li>七 消費税課税事業者選択不適用届出書</li> <li>八 消費税課税事業者届出書</li> <li>九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書</li> <li>十 法人設立届出書</li> <li>十一 個人事業の開廃業等届出書</li> <li>十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書</li> <li>十三 消費税課税事業者届出書(特定期間用)</li> <li>十四 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等)</li> <li>十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書</li> <li>十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書</li> <li>十七 <u>その他の資料</u></li> </ol> <p>2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p>



新

(補償説明)

第135条 補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認める事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、地方整備局用地事務取扱規則第14条に定められた土地調査及び物件調査、地方整備局用地事務取扱細則第52条に定められた補償協議書並びに同規則第55条に定められた契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。

(概況ヒアリング等)

第136条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から、当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第137条 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討
- 二 権利者等ごとの補償説明に係る事項の確認
- 三 権利者等に対する説明用資料の作成

(権利者等に対する説明)

第138条 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。
- 二 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第139条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第131号)に記載するものとする。

旧

(補償説明)

第135条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第136条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第137条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第138条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と直接面接すること。
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第139条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第131号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

- 第140条 受注者は、補償説明の現状及び**権利者等**ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。
- 2 受注者は、**当該権利者等に係る補償説明**のすべてについて**権利者等の理解**が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、**権利者等**が説明に応じない、又は当該事業計画、**補償説明若しくは**その他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

別記2

成果物一覧表

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第6章 ・ 別記5関係	木造建物調査・積算	53	建物等配置図	A-4又はA-3	本規格により難い場合は、適宜の大きさとする。 <u>木造建物要領〔軸組工法〕別添1図面作成基準(別表)</u> <u>木造建物要領〔クハ・クハ工法又は木質系プレハブ工法〕別添1図面作成基準(別表)</u>
		54	建物調査図	"	"
		55-1 55-2	木造建物調査表	A-4	<u>木造建物要領〔軸組工法〕第20条</u> <u>木造建物要領〔クハ・クハ工法又は木質系プレハブ工法〕第20条</u>
		56	木造建物補正率関係調査表	"	"
		57-1 57-2	木造建物建築直接工事費計算書	"	<u>木造建物要領〔軸組工法〕第45条</u> <u>木造建物要領〔クハ・クハ工法又は木質系プレハブ工法〕第45条</u>
		58	木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕	"	建物要領第6条別記
第6章 ・ 別記5・	建物移転料共通	64	不可視部分調査表	A-4	<u>木造建物要領〔軸組工法〕第4条第2項</u> <u>木造建物要領〔クハ・クハ工法又は木質系プレハブ工法〕第4条第2項</u> 非木造建物要領第6条第1項
		65	法令適合性調査表	"	
		(128)	計画概要表	"	
		(129)	面積比較表	"	
		(130)	計画概要比較表	"	
		66	発生材価額算出表	"	
		67	建物移転料算定表〔再築工法〕	"	建物要領第6条
第6章関係	石綿調査算定		石綿施工状況図	A-4、A-3又はA-2のうちいずれか	石綿調査算定要領第5条
			写真撮影方向図		
		86	石綿調査表	A-4	石綿調査算定要領第4条
		87	調査承諾確認書	"	石綿調査算定要領第6条

(説明後の措置)

- 第140条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。
- 2 受注者は、**当該権利者に係る補償内容等**のすべてについて**権利者**の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、**権利者**が説明に応じない**若しくは**当該事業計画、**補償内容等又は**その他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

別記2

成果物一覧表

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第6章 ・ 別記5関係	木造建物調査・積算	53	建物等配置図	A-4又はA-3	本規格により難い場合は、適宜の大きさとする。 <u>木造建物要領別添1図面作成基準(別表)</u>
		54	建物調査図	"	"
		55	木造建物調査表	A-4	<u>木造建物要領第20条</u>
		56	木造建物補正率関係調査表	"	"
		57	木造建物建築直接工事費計算書	"	<u>木造建物要領第45条</u>
		58	木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕	"	建物要領第6条別記
第6章 ・ 別記5・	建物移転料共通	64	不可視部分調査表	A-4	木造建物要領第4条第2項 非木造建物要領第6条第1項
		65	法令適合性調査表	"	
		(128)	計画概要表	"	
		(129)	面積比較表	"	
		(130)	計画概要比較表	"	
		66	発生材価額算出表	"	
		67	建物移転料算定表〔再築工法〕	"	建物要領第6条
第6章関係	石綿調査算定		石綿施工状況図	A-4、A-3又はA-2のうちいずれか	石綿調査算定要領第4条
			写真撮影方向図		
		86	石綿調査表	A-4	石綿調査算定要領第5条
		87	調査承諾確認書	"	石綿調査算定要領第7条

新

別記5

## 木造建物調査算定要領

(調査の方法)

第2条 木造建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕により行うほか、次の各号により行うものとする。

- 一 1棟ごとに行う。ただし、同じ棟のなかに構造等の異種異質の箇所が併存する場合は、それぞれ区分して調査するものとする。
- 二 調査区域内の建物は、1棟ごとに番号を付するものとし、同一使用目的に供されている一面の土地に同一の所有者に属する建物が存する場合は、当該建物（以下「一面地内の建物」という。）ごとに起点側からアラビア数字による通し番号を付し、更に一面地内の建物が2棟以上存する場合は主たる建物からアルファベットによる支号を前記番号に付す。
- 三 木造建物要領〔軸組工法〕第9条から第19条又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第9条から第19条については、必要に応じて推定再建築費の積算が可能となるよう、その他の事項について調査を行うものとする。

(平面図)

第3条 平面図の作成は、木造建物要領〔軸組工法〕別添1（別表）又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1（別表）によるほか、築年次が異なる建物が接合している場合は、建築年月別の床面積についても面積計算を行い記入するものとする。

(積算単価等)

第4条 補償金の積算に用いる単価等は、木造建物要領〔軸組工法〕第23条又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第23条によるほか、次の各号によるものとする。

- 一 木造建物要領〔軸組工法〕第23条第1号及び2号又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第23条第1号及び2号の単価は、物件移転等標準書によるものとする。
- 二 物件移転等標準書に記載されていない単価については、次による。

旧

別記5

## 木造建物調査算定要領

(調査の方法)

第2条 木造建物の調査は、木造建物要領により行うほか、次の各号により行うものとする。

- 一 1棟ごとに行う。ただし、同じ棟のなかに構造等の異種異質の箇所が併存する場合は、それぞれ区分して調査するものとする。
- 二 調査区域内の建物は、1棟ごとに番号を付するものとし、同一使用目的に供されている一面の土地に同一の所有者に属する建物が存する場合は、当該建物（以下「一面地内の建物」という。）ごとに起点側からアラビア数字による通し番号を付し、更に一面地内の建物が2棟以上存する場合は主たる建物からアルファベットによる支号を前記番号に付す。
- 三 木造建物要領第9条から第19条については、必要に応じて推定再建築費の積算が可能となるよう、その他の事項について調査を行うものとする。

(平面図)

第3条 平面図の作成は、木造建物要領別添1（別表）によるほか、築年次が異なる建物が接合している場合は、建築年月別の床面積についても面積計算を行い記入するものとする。

(積算単価等)

第4条 補償金の積算に用いる単価等は、木造建物要領第23条によるほか、次の各号によるものとする。

- 一 木造建物要領第23条第1号及び2号の単価は、物件移転等標準書によるものとする。
- 二 物件移転等標準書に記載されていない単価については、次による。



新

別記14

写真台帳作成要領

(写真撮影の対象物等)  
第1条 写真撮影の対象物、標準撮影枚数及び撮影箇所等については、次のとおりとする。

用地調査等 共通仕様書 及び業務種別	対象物	標準枚数	撮影箇所等
(第6章) 建物等の調査	立竹 毎木調査を行ったもの	立竹木の状況等に応じて適宜	調査した区域内の樹木等の概要が把握できること。
	木 標準地調査を行ったもの	立竹木の状況等に応じて適宜	標準地とした区域の <u>全景及び</u> 樹木等の概要が把握できること。
	面積調査を行ったもの	立竹木の状況等に応じて適宜	全景及び調査した標準的な立竹木の形状寸法等が把握できること。
	標準書の単価が適用できないもの	立竹木の状況等に応じて適宜	種類ごとにその全景

旧

別記14

写真台帳作成要領

(写真撮影の対象物等)  
第1条 写真撮影の対象物、標準撮影枚数及び撮影箇所等については、次のとおりとする。

用地調査等 共通仕様書 及び業務種別	対象物	標準枚数	撮影箇所等
	立竹 標準書の単価が適用できないもの	1	種類ごとにその全景
	木 標準地調査を行ったもの	1	標準地とした区域の樹木等の概要が把握できること。
	面積調査を行ったもの	1	調査した標準的な立竹木の形状寸法等が把握できること。

用地調査等業務共通仕様書 様式

赤字下線：今回改正箇所

R6.4.1改正

様式第5号 (A-4判)

土地調査表

新

土地の登記記録		土地の登記記録調査	
所在地	郡市字	町大字	村
	地積	面積	面積
所有者			
登記年月日	原因・日付	最終支号	備考
備 考			
住所 氏名又は 名称	生年 月日		
備 考			
法人の場合 は代表者の 住所・氏名			
戸籍簿等又は法人の登記簿等		調査年月日	
現 況 調 査 の 部		調 査 者	
用 地 積	用 地 積	用 地 積	用 地 積
符 号	符 号	符 号	符 号
符 号 地 目	符 号 地 目	符 号 地 目	符 号 地 目
面	面	面	面
積	積	積	積
種	種	種	種

旧

様式第5号 (A-4判)

土地調査表

不動産登記簿		土地の登記記録調査	
所在地	郡市字	町大字	村
	地積	面積	面積
所有者			
登記年月日	原因・日付	最終支号	備考
備 考			
住所 氏名又は 名称	生年 月日		
備 考			
法人の場合 は代表者の 住所・氏名			
戸籍簿等、法人又は商業の登記簿		調査年月日	
現 況 調 査 の 部		調 査 者	
用 地 積	用 地 積	用 地 積	用 地 積
符 号	符 号	符 号	符 号
符 号 地 目	符 号 地 目	符 号 地 目	符 号 地 目
積	積	積	積
種	種	種	種

新

様式第55-1号 (A-4判)

木造建物調査表

(軸組工法)

所在地					建物番号			
建物所有者				電話	調査年月日	年	月	日
法人代表者				番号				
所有者住所					受注者			
構造用途					調査者			
床面積	1階床面積	2階床面積	中2階床面積	延床面積	建築年月	年	月	[ ]
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
					経過年数			

種

コード	種類 (名称)	形状寸法等	材質

様式第55-2号 (A-4判)

木造建物調査表

(ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法)

所在地					建物番号			
建物所有者				電話	調査年月日	年	月	日
法人代表者				番号				
所有者住所					受注者			
構造用途					調査者			
床面積	1階床面積	2階床面積	中2階床面積	延床面積	建築年月	年	月	[ ]
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
					経過年数			

(以下、省略)

く 体

壁高	
----	--

旧

様式第55号 (A-4判)

木造建物調査表

所在地					建物番号			
建物所有者				電話	調査年月日	年	月	日
法人代表者				番号				
所有者住所					受注者			
構造用途					調査者			
床面積	1階床面積	2階床面積	中2階床面積	延床面積	建築年月	年	月	[ ]
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			
					経過年数			

種

コード	種類 (名称)	形状寸法等	数量

(様式 新設)

新

様式第57-1号 (A-4判)

木造建物建築直接工事費計算書

(軸組工法)

Table with fields for location, owner, address, building number, calculation date, and construction details like floor area and construction type.

Table for construction costs (繕工事費) with columns for item name, unit, and amount.

別紙

積算数量認定表

(軸組工法)

Table for floor area calculation (床面積) with columns for code, area, and correction rates.

Table for base length calculation (布基礎長) with columns for code, length, and correction rates.

木材材積量

Table for wood volume calculation (木材材積量) for the target building, including columns for usage, area, and volume.

比較建物

Table for wood volume calculation (木材材積量) for the comparison building.

旧

様式第57号 (A-4判)

木造建物建築直接工事費計算書

Table with fields for location, owner, address, building number, calculation date, and construction details like floor area and construction type.

Table for construction costs (繕工事費) with columns for item name, unit, and amount.

別紙

積算数量認定表

Table for floor area calculation (床面積) with columns for code, area, and correction rates.

Table for base length calculation (布基礎長) with columns for code, length, and correction rates.

木材材積量

Table for wood volume calculation (木材材積量) for the target building, including columns for usage, area, and volume.

比較建物

Table for wood volume calculation (木材材積量) for the comparison building.

新

旧

様式第57-2号 (A-4判)

木造建物建築直接工事費計算書

(ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法)

所在地				建物番号	
建物所有者	電話	算定年月日	年	月	日
法人代表者	番号	耐用年数	年		
所有者住所					
構造用途				建築工法	
建物面積	1階床面積 (㎡)	2階床面積 (㎡)	中2階床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	
直接工事費計					

(以下、省略)

別紙

積算数量認定表

(ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法)

仮設面積

コード	延床面積 (㎡) (A)	積算修正率 (B)	形状修正率 (C)	仮設面積 (㎡) (D)	認定値 (㎡)
比較建物					

対象面積

コード	用途	1階床面積 (㎡) (A)	基礎率 (B)	対象面積 (㎡) (C)	基礎長 (m)

本材材積量

\*当該建物

コード	用途	階層	壁高 (m)	床面積 (㎡)	木材材積率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	材積量 (m <sup>3</sup> )	用途毎材積量計 (m <sup>3</sup> )	採用	採用材積量 (m <sup>3</sup> ) (C)

\*比較建物

コード	用途	階層	壁高 (m)	床面積 (㎡)	木材材積率 (A)	対象面積 (㎡) (B)	材積量 (m <sup>3</sup> )	用途毎材積量計 (m <sup>3</sup> )	採用	採用材積量 (m <sup>3</sup> ) (C)

(様式 新設)

(様式 新設)

様式第60号 (A-4判)

# 工事内訳明細書総括表

年 月 日

殿

受注者住所 \_\_\_\_\_

受注者名及び代表者名 \_\_\_\_\_

別紙のとおり積算いたしました。

¥

建物等の所有者	備 考
所 在 地	
構 造 用 途	
建 築 工 法	
規 模	
移 転 工 法	

積算概要

(注) 内 容  
 単価について  
 発生材について  
 設計の有効期間  
 解体の方法  
 その他積算についての概要

新

様式第60号 (A-4判)

# 工事内訳明細書総括表

年 月 日

殿

受注者住所 \_\_\_\_\_

受注者名及び代表者名 \_\_\_\_\_

別紙のとおり積算いたしました。

¥

建物等の所有者	備 考
所 在 地	
構 造 用 途	
規 模	
工 法	

積算概要

(注) 内 容  
 単価について  
 発生材について  
 設計の有効期間  
 解体の方法  
 その他積算についての概要

旧



新

様式第67号 (A-4判)

建物移転料算定表[再築工法]

所有者の氏名又は名称	整理番号
------------	------

区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途 再築工法	(1)					
	延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡	
	建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡	
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月	
	標準耐用年数	(5)		年	年	年	
	経過年数	(6)		年	年	年	

様式第69号 (A-4判)

建物移転料算定表[改造工法]

所有者の氏名又は名称	整理番号
------------	------

区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途 改造工法	(1)					
	延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡	
	建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡	
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月	

様式第70号 (A-4判)

建物移転料算定表[復元工法]

所有者の氏名又は名称	整理番号
------------	------

区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途 復元工法	(1)					
	延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡	
	建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡	
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月	
	経過年数	(5)					

様式第71号 (A-4判)

建物移転料算定表[除却工法]

所有者の氏名又は名称	整理番号
------------	------

区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	算定の種別	(1)	イ(建築物の一部を切り取る場合)又はロ(建築物を再築する必要がない場合)	イ	イ	ロ	
	構造・用途 再築工法	(2)					
	延床面積	(3)		㎡	㎡	㎡	
	建築面積	(4)		㎡	㎡	㎡	
	建築年月	(5)		年 月	年 月	年 月	
	標準耐用年数	(6)		年	年	年	
	経過年数	(7)		年	年	年	

旧

様式第67号 (A-4判)

建物移転料算定表[再築工法]

所有者の氏名又は名称	整理番号
------------	------

区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途	(1)					
	延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡	
	建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡	
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月	
	標準耐用年数	(5)		年	年	年	
	経過年数	(6)		年	年	年	

様式第69号 (A-4判)

建物移転料算定表[改造工法]

所有者の氏名又は名称	整理番号
------------	------

区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途	(1)					
	延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡	
	建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡	
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月	

様式第70号 (A-4判)

建物移転料算定表[復元工法]

所有者の氏名又は名称	整理番号
------------	------

区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	構造・用途	(1)					
	延床面積	(2)		㎡	㎡	㎡	
	建築面積	(3)		㎡	㎡	㎡	
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月	
	経過年数	(5)					

様式第71号 (A-4判)

建物移転料算定表[除却工法]

所有者の氏名又は名称	整理番号
------------	------

区分	内 容	番号	計 算 式	建物番号	建物番号	建物番号	備 考
基本事項	算定の種別	(1)	イ(建築物の一部を切り取る場合)又はロ(建築物を再築する必要がない場合)	イ	イ	ロ	
	構造・用途	(2)					
	延床面積	(3)		㎡	㎡	㎡	
	建築面積	(4)		㎡	㎡	㎡	
	建築年月	(5)		年 月	年 月	年 月	
	標準耐用年数	(6)		年	年	年	
	経過年数	(7)		年	年	年	

新

様式第115号(A-4判)

居住者調査表

(借家人・借間人用)

調査者	調査年月日
-----	-------

住所又は所在地		-----			
氏名又は名称		電話番号		-----	
建物所有者	住所又は所在地	氏名又は名称		-----	
続柄	氏名	生年月日	摘要		
建物所有者との関係	現在(月額)家賃	借家・借間面積	貸主からの返還見込額	契約年月日	入居年月日
	円	m <sup>2</sup>	円		
入居期間	<u>住民基本台帳、住民票、賃貸借契約書等の有無</u>		摘要		

- (備考) 1 居住者及び建物所有者が法人の場合には、下段に「法人を代表する者の住所及び氏名」を記入すること。  
 2 「高齢である等の事情があるため生活圏が限定され当該生活圏外への転居が著しく困難と認められる」者が借家又は借間している場合には、居住者の構成の欄の摘要に、その理由(「高齢者」、「障害者」等)を記載すること。  
 3 「貸主からの返還見込額」の確認方法は、原則として、契約書で行うが、契約書で確認できないときは、貸主・借主双方からの聞き取りにより確認し、その旨を末尾摘要欄に記載すること。

旧

様式第115号(A-4判)

居住者調査表

(借家人・借間人用)

調査者	調査年月日
-----	-------

住所又は所在地		-----			
氏名又は名称		電話番号		-----	
建物所有者	住所又は所在地	氏名又は名称		-----	
続柄	氏名	生年月日	摘要		
建物所有者との関係	現在(月額)家賃	借家・借間面積	貸主からの返還見込額	契約年月日	入居年月日
	円	m <sup>2</sup>	円		
入居期間	<u>契約書、住民票等の有無</u>		摘要		

- (備考) 1 居住者及び建物所有者が法人の場合には、下段に「法人を代表する者の住所及び氏名」を記入すること。  
 2 「高齢である等の事情があるため生活圏が限定され当該生活圏外への転居が著しく困難と認められる」者が借家又は借間している場合には、居住者の構成の欄の摘要に、その理由(「高齢者」、「障害者」等)を記載すること。  
 3 「貸主からの返還見込額」の確認方法は、原則として、契約書で行うが、契約書で確認できないときは、貸主・借主双方からの聞き取りにより確認し、その旨を末尾摘要欄に記載すること。



新

様式第123号

消費税等調査表

(1/2)

調査者

年月日

都道府県		郡市	町区	大字		
調査対象者	住所		都道府県	郡市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名					
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分			
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産			
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日					
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料					

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。  
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

旧

様式第123号

消費税等調査表

(1/2)

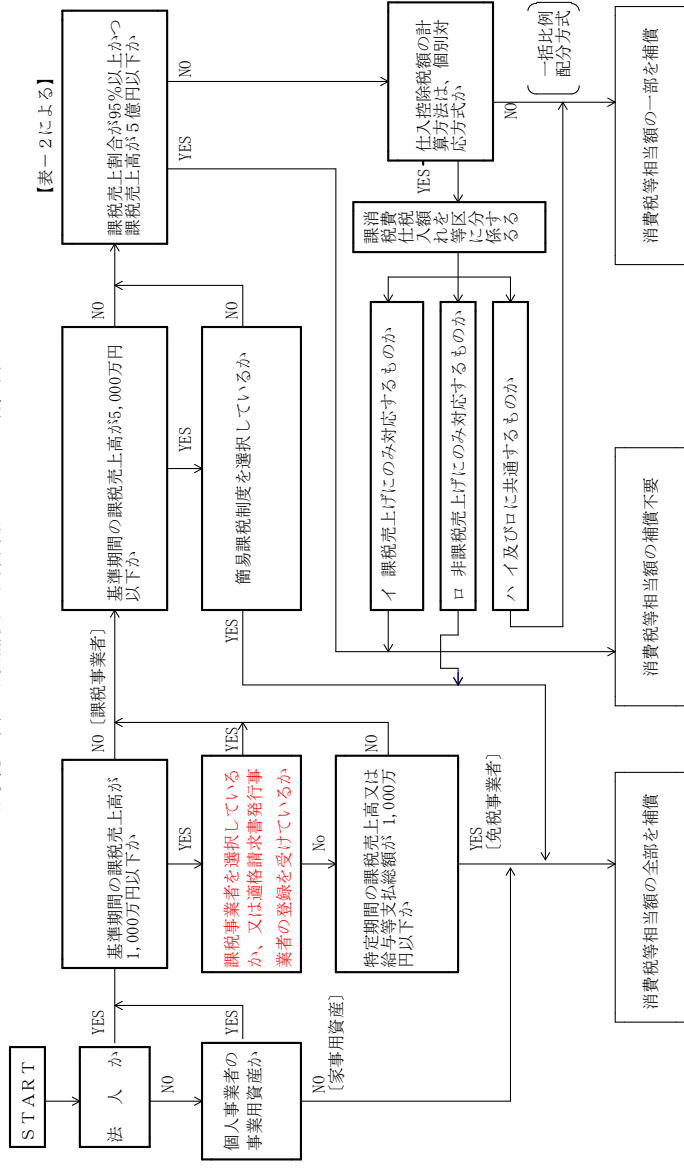
調査者

年月日

都道府県		郡市	町区	大字		
調査対象者	住所		都道府県	郡市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名					
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分			
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産			
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日					
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料					

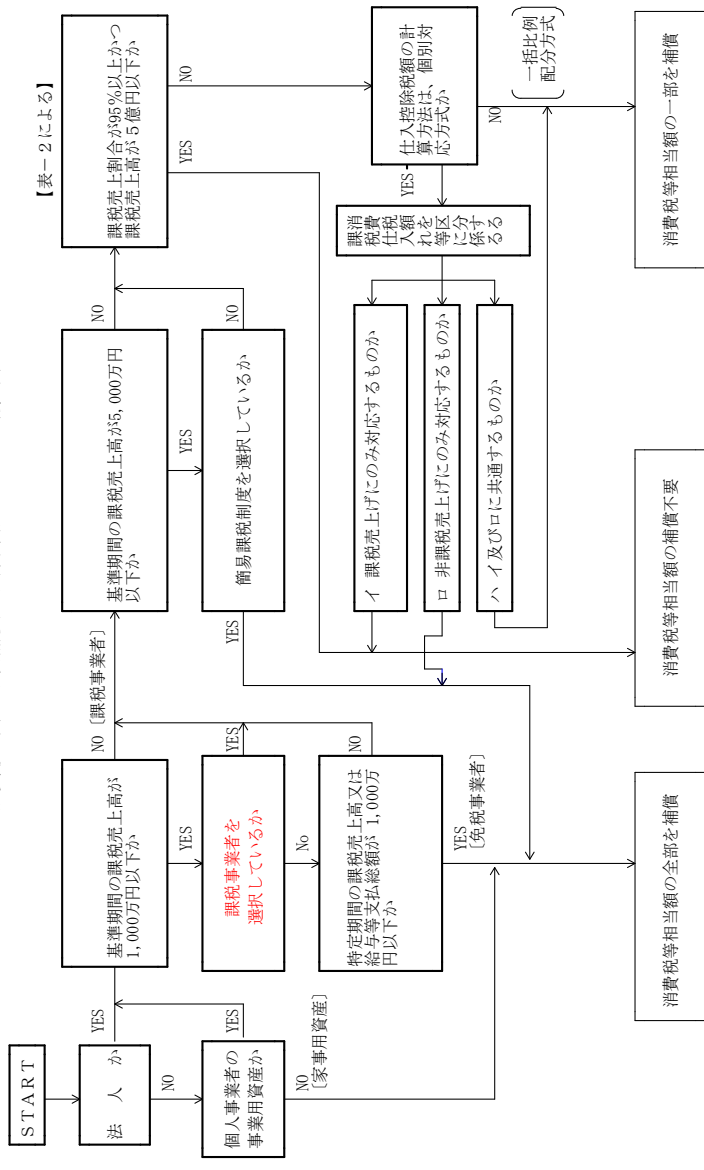
- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。  
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。  
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。  
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。

消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）



(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。  
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。  
 ③ 消費税等相当額の要否判定経路を朱書き等で記入するものとする。